

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 一時保育事業の再委託について 大阪府とドーン運営共同体との管理運営業務契約書上、大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）の管理運営にあたり、一時保育事業を実施することとなっている。 当該事業のうち一時保育事業（毎週木曜日午前9時30分から午後12時30分）を外部のNPO法人に再委託している（委託料年間90万円）。</p> <p>2 一時保育事業の保育料について ドーンセンターにおける一時保育事業の保育料を、NPO法人が利用者から1,000円（おやつ付き）を徴収している。</p> <p>【地方自治法】 （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2から7 省略</p> <p>8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p>	<p>1 一時保育料金に係る問題点</p> <p>(1) ドーン運営共同体が、NPO法人に再委託している一時保育事業の保育料（以下「保育料」という。）は、NPO法人が利用者から徴収し、NPO法人の収入としている。 地方自治法第244条の2第9項によると、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる場合における利用料金は、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとされている。 ドーンセンターの指定管理業務は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制を採用しており、利用料金は指定管理者の収入となっているため、指定管理業務に含まれる一時保育事業の利用料金についても、条例で定める利用料金に該当すると考えられるが、現在これを定めていない。</p> <p>(2) 保育料については、指定管理者募集要項上も、あらかじめ府と協議することが求められている。しかし、当該協議は口頭で行われたということであり、これを証する文書が存在しない。</p> <p>2 再委託に係る業務委託契約書上の問題点</p> <p>(1) 利用者から徴収した保育料をNPO法人の収入としているが、NPO法人の収入とすることが明記されていない。</p> <p>(2) おやつ提供など保育事業実施に伴うリスクの負担関係が明記されていない。</p> <p style="text-align: center;"><b>ドーン運営共同体の見解</b></p> <p>1について、保育料は過去からの経緯（大阪府協議済）により徴収しているものであり、大阪府と協議して大阪府の意向に従う。 2について、上記の結果を踏まえてリスクの取扱いを含めた委託契約書を作成する。</p>	<p>1 条例で定められていない保育料を口頭による協議のみで、利用者から徴収していることは問題である。 保育料については、速やかに条例改正の必要性について関係機関との協議を行われたい。</p> <p>2 NPO法人との業務委託契約において、一時保育事業における収入及びリスクの取り扱いについて、明記されたい。</p>

## 措置の内容

### ○一時保育料の条例改正について

一時保育料については、大阪府と協議の結果、大阪府において条例改正を行い、幼児等1人1回上限1,000円と定められた。今後はこれに従い適正に運用することとした。  
(条例改正 平成26年6月16日公布)

### ○再委託にかかる業務委託契約書について

監査の指摘を受けて、再委託先のNPO法人とは、リスクの取扱いを含めた再委託の業務委託契約書を締結した。今後は同契約書に基づき、適切に事務を執行する。